

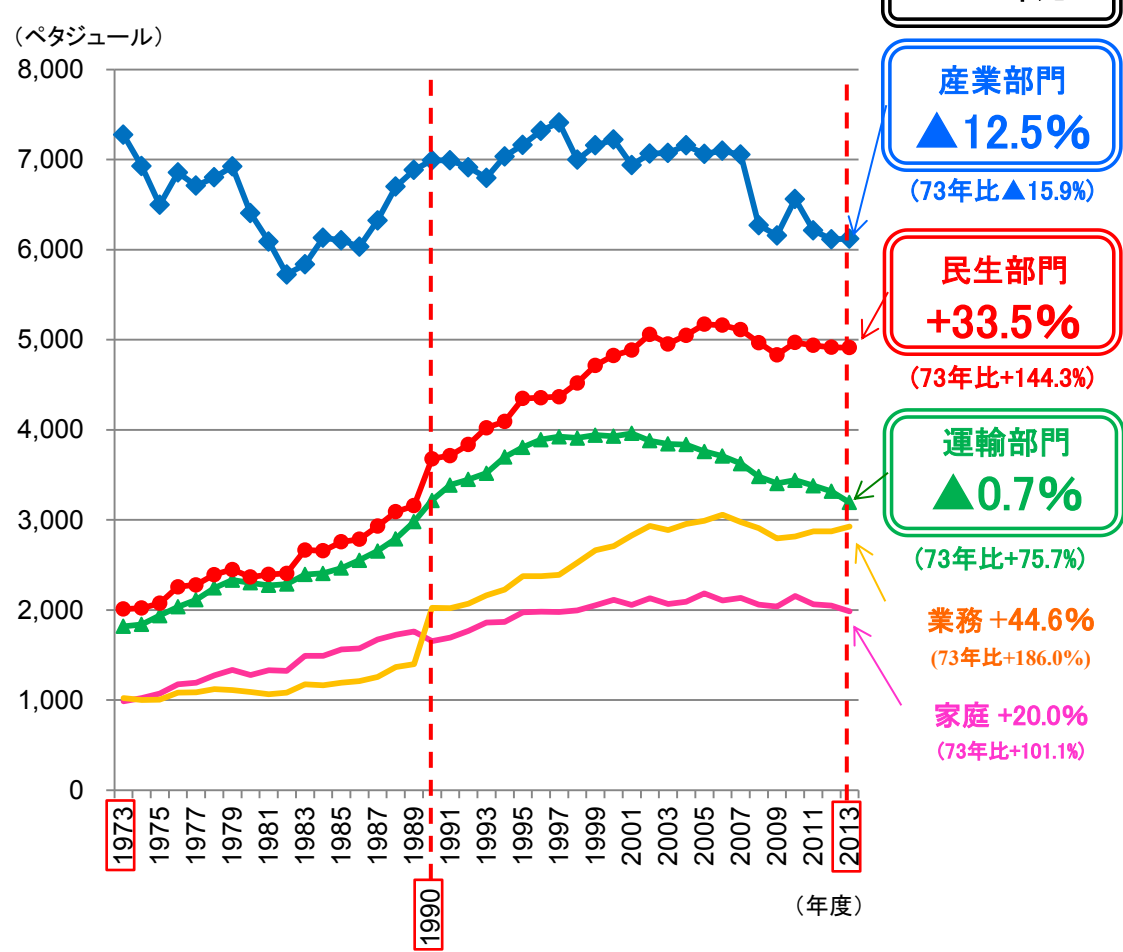
建築物の省エネルギー施策の動向について

平成29年2月17日
国土交通省 住宅局
住宅生産課 建築環境企画室

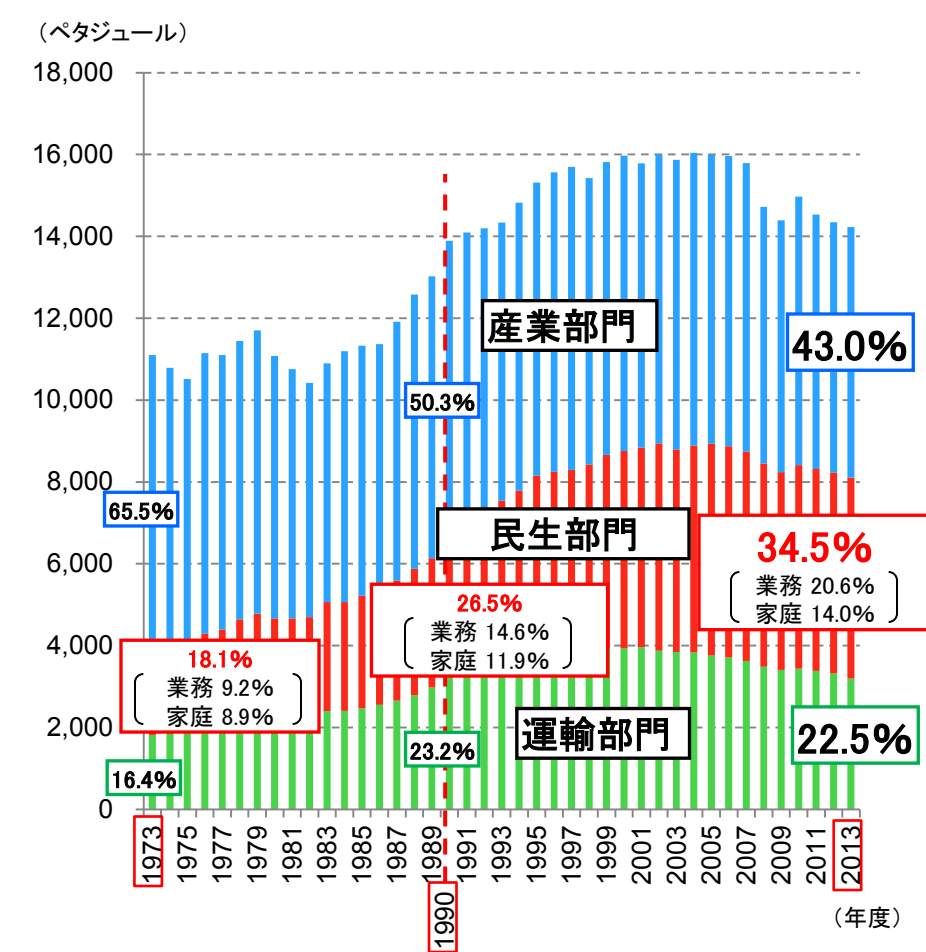
住宅・建築物の省エネ性能向上の必要性(部門別のエネルギー消費の推移)

●他部門(産業・運輸)が減少する中、**民生部門(業務・家庭)のエネルギー消費量は著しく増加**し(90年比で約34%増、73年比で約2.4倍)、現在では**全エネルギー消費量の1/3**を占めている。
 ⇒**建築物における省エネルギー対策の抜本的強化**が必要不可欠。

【最終エネルギー消費の推移】



【シェアの推移】



出典:平成25年度エネルギー需給実績(速報)(資源エネルギー庁)

出典:平成25年度エネルギー需給実績(速報)(資源エネルギー庁)

パリ協定を踏まえた地球温暖化対策

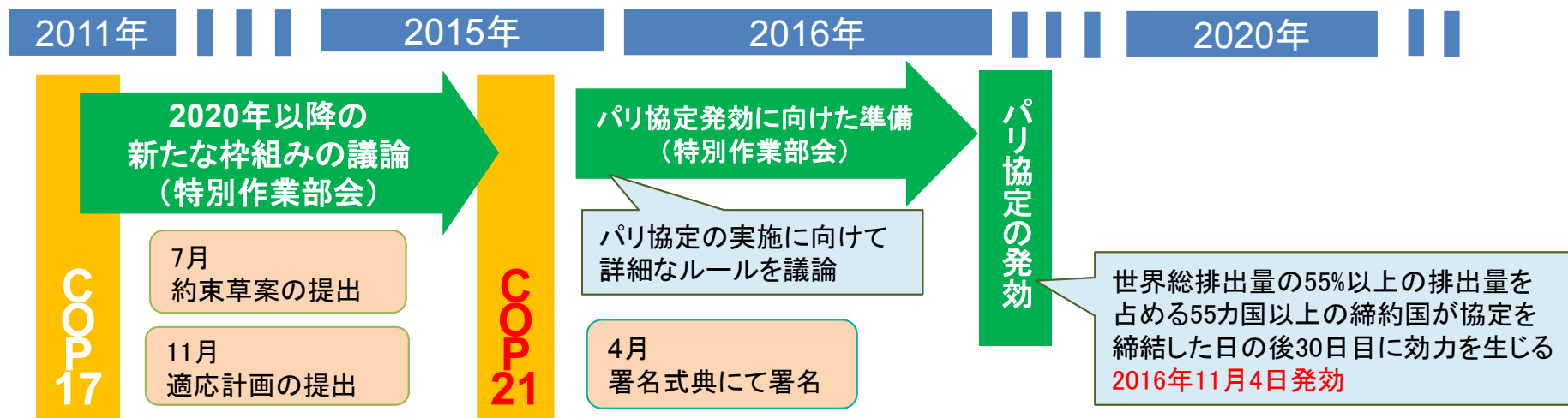
- 2015年7月、「日本の約束草案」を地球温暖化対策推進本部において決定、国連気候変動枠組条約事務局に提出。
- 「日本の約束草案」では、**2030年度に2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）**の水準とする。
- 2015年12月、COP21（気候変動枠組条約 第21回締約国会議）において、全ての国が参加する2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定を採択。
- パリ協定を踏まえ、「日本の約束草案」で示した中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けて、地球温暖化対策計画を策定（2016年5月13日閣議決定）。

エネルギー起源CO2の各部門の排出量の目安

	2013年度実績	2030年度の排出量の目安	(参考)削減率
エネルギー起源CO2	1,235	927	▲25%
産業部門	429	401	▲7%
業務その他部門	279	168	▲40%
家庭部門	201	122	▲39%
運輸部門	225	163	▲28%
エネルギー転換部門	101	73	▲28%

※ 温室効果ガスには、上記エネルギー起源CO2のほかに、非エネルギー起源CO2、一酸化二窒素、メタン等があり、これらを含めた温室効果ガス全体の削減目標が▲26.0%

パリ協定採択までの経緯と今後のスケジュール



第3章 目標達成のための対策・施策 (本文抜粋)

【第2節 地球温暖化対策・施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策】

B. 業務その他部門の取組

(b) 建築物の省エネ化

- 新築建築物における省エネルギー基準適合義務化の推進
- 既存建築物の省エネルギー化(改修)
- ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (Z E B) の推進
- 低炭素認定建築物等の普及促進
- 省エネルギー・環境性能の評価・表示制度の充実・普及促進

C. 家庭部門の取組

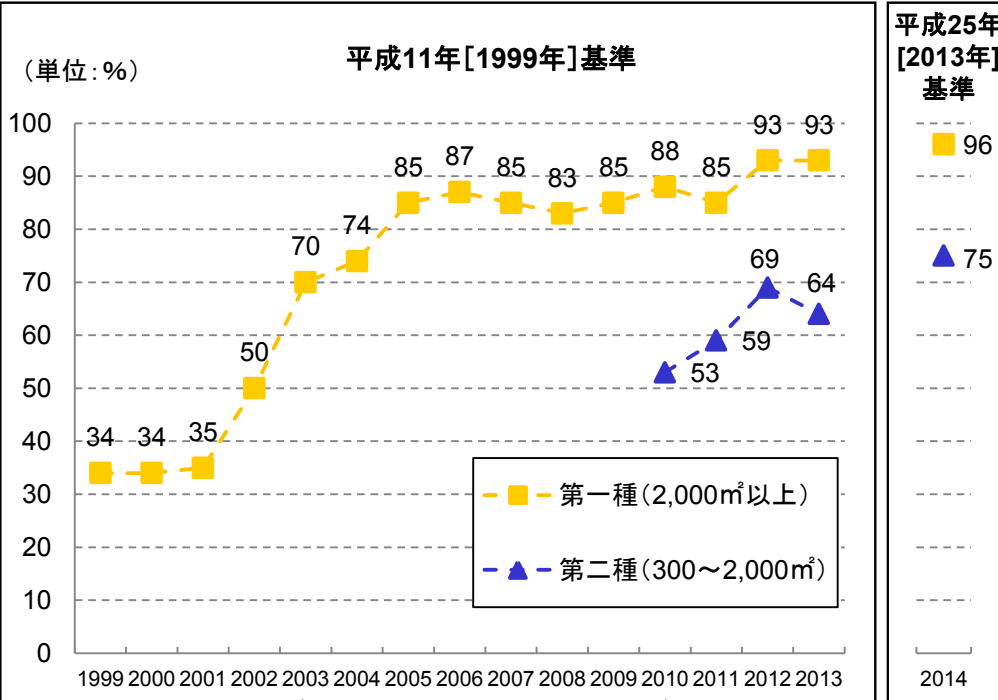
(b) 住宅の省エネ化

- 新築住宅における省エネ基準適合の推進
- 既存住宅の断熱改修の推進
- 省エネ・省CO₂のモデル的な住宅への支援
- 低炭素認定住宅等の普及促進
- 省エネ・環境性能の評価・表示制度の充実・普及促進

省エネ基準適合率の推移

- 大規模建築物(非住宅)については、これまでの規制強化により、省エネ基準適合率が約9割に達している。
- 住宅については、かつては20%未満であった省エネ基準適合率が、近年約3~5割で推移している。

新築建築物(非住宅)における省エネ判断基準適合率(推計値)※の推移



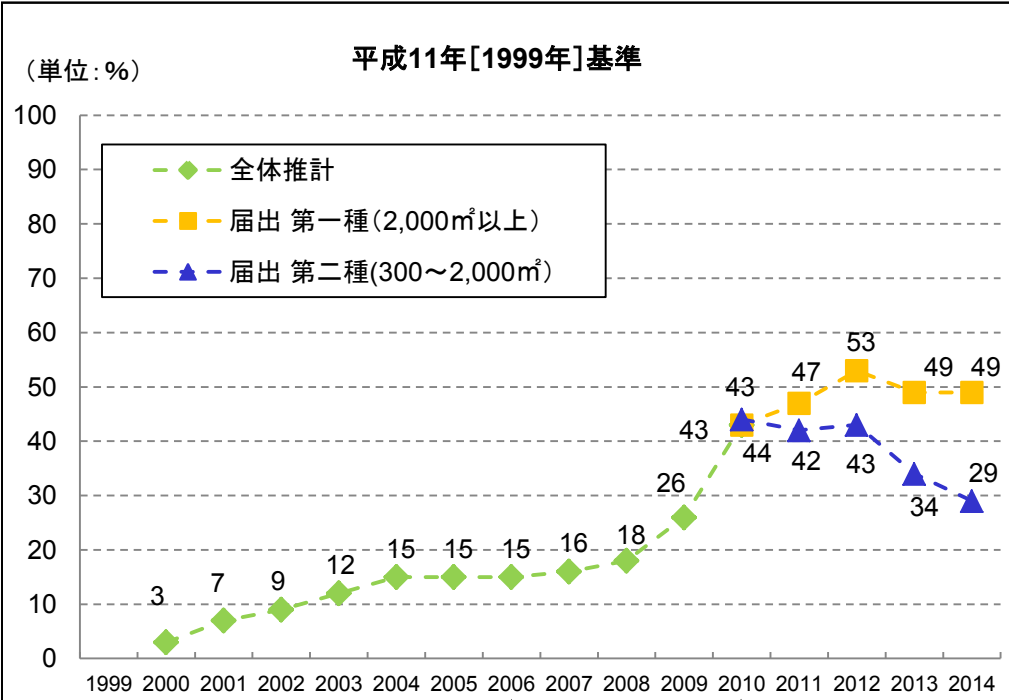
平成25年[2013年]基準
 ■ 96
 ▲ 75

↑
 2003年4月より省エネ措置の届出を義務付け

↑
 2010年4月より省エネ措置の届出対象を拡大

※ 当該年度に建築確認された建築物のうち、省エネ判断基準(平成11年基準)に適合している建築物の床面積の割合

新築住宅における省エネ判断基準適合率(推計値)※の推移



↑
 2006年4月より省エネ措置の届出を義務付け

↑
 2010年4月より省エネ措置の届出対象を拡大

※ 全体推計は住宅の断熱水準別戸数分布調査による推計値(戸数の割合)。第1種、第2種は当該年度に届出された建築物のうち、省エネ判断基準(平成11年基準)に適合している建築物の床面積の割合

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

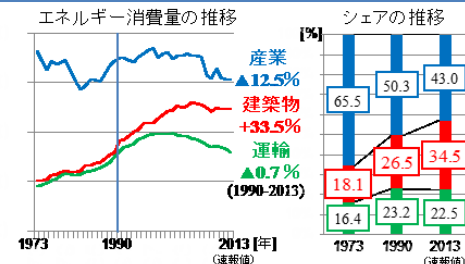
(平成27年法律第53号、7月8日公布)

<施行日:規制措置は平成29年4月1日、誘導措置は平成28年4月1日>

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
 - 他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
- ⇒建築物部門における省エネルギー対策の抜本的強化が必要不可欠。



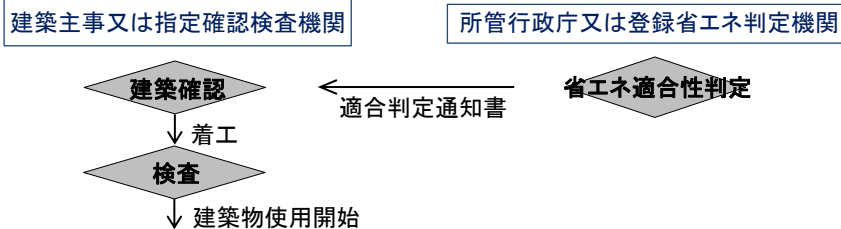
法律の概要

● 基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

特定建築物 一定規模以上の非住宅建築物(政令:2,000㎡)

省エネ基準適合義務・省エネ適合性判定

- ①新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への**適合義務**
- ②基準適合について所管行政庁又は登録省エネ判定機関(創設)の**判定を受ける義務**
- ③建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。



その他の建築物 一定規模以上の建築物(政令:300㎡)

届出

※基準適合義務対象を除く

- 一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への**届出義務**
- <省エネ基準に適合しない場合>
- 必要に応じて所管行政庁が**指示・命令**

住宅事業建築主*が新築する一戸建て住宅

住宅トップランナー制度

*住宅の建築を業として行う建築主

- 住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導
- <住宅トップランナー基準に適合しない場合>
- 一定数(政令:年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が**勧告・公表・命令**

規制措置

誘導措置

エネルギー消費性能の表示

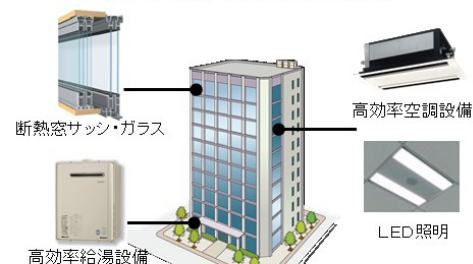
建築物の所有者は、建築物が**省エネ基準に適合**することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の**表示**をすることができる。

省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修等の計画が、**誘導基準に適合**すること等について所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例***を受けることができる。

*省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入(10%を上限)

[省エネ性能向上のための措置例]



- 其他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)

現行省エネ法と建築物省エネ法の比較概要（新築に係る措置）

		現行省エネ法 エネルギーの使用の合理化等に関する法律	建築物省エネ法 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
大規模建築物 (2,000㎡以上)	非住宅	第一種特定建築物 届出義務 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	特定建築物 適合義務 【 建築確認手続きに連動 】
	住宅	届出義務 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	届出義務 【 <u>基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等</u> 】
中規模建築物 (300㎡以上 2,000㎡未満)	非住宅	第二種特定建築物 届出義務 【著しく不十分な場合、 勧告 】	届出義務 【 <u>基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等</u> 】
	住宅	努力義務	努力義務
小規模建築物 (300㎡未満)	住宅事業建築主 (住宅トップランナー)	努力義務 【必要と認める場合、 勧告・命令等 】	努力義務 【必要と認める場合、 勧告・命令等 】

※現行省エネ法に基づく修繕・模様替え、設備の設置・改修の届出、定期報告制度については、平成29年3月31日をもって廃止。

省エネ基準（建築物のエネルギー消費性能基準）

建築物のエネルギー消費性能（省エネ性能）

建築物に設ける空調（暖冷房）・換気・照明・給湯・昇降機（エレベータ）において、標準的な使用条件のもとで使用されるエネルギー消費量をもとに表される建築物の性能

省エネ基準（エネルギー消費性能基準）

<義務化される大規模非住宅の基準のイメージ>

設計値（設計一次エネルギー消費量） ≤ 基準値（基準一次エネルギー消費量）

⇒ 設計値が基準値を下回ればよい

「一次エネルギー消費量」

= 空調エネルギー消費量※ + 換気エネルギー消費量
+ 照明エネルギー消費量 + 給湯エネルギー消費量
+ 昇降機エネルギー消費量
+ その他エネルギー消費量（OA機器等）
- 太陽光発電設備等による創エネ量

※外壁、窓等の断熱化により空調エネルギー消費量を削減可能

省エネ性能向上のための取組例

①外壁、窓等を通しての熱の損失防止（断熱化）

外壁の断熱材を厚くする、窓をペアガラスにする等、熱を逃げにくくし室内温度の維持を図ることで、空調設備で消費されるエネルギーを抑える

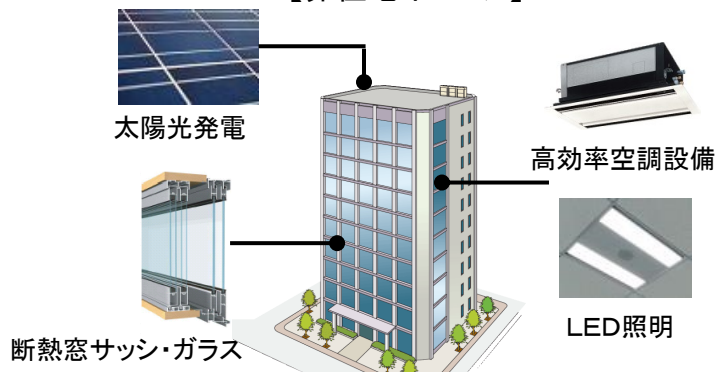
②設備の効率化

空調、照明等の設備の効率化を図り、同じ効用（室温、明るさ等）を得るために消費されるエネルギーを抑える

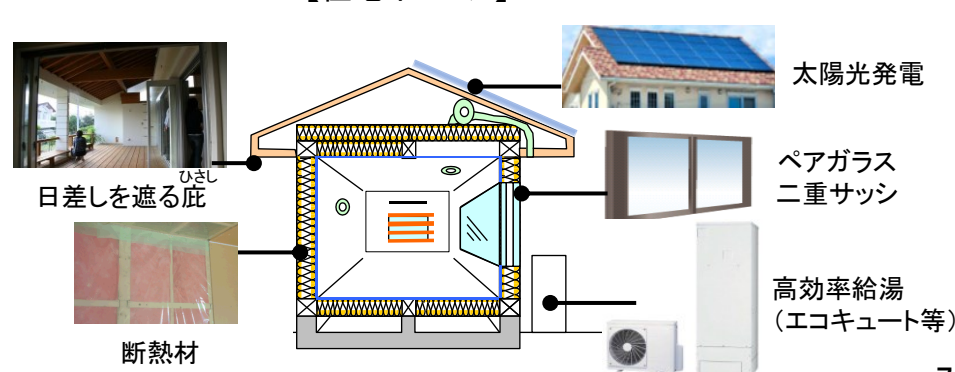
③太陽光発電等による創エネ

太陽光発電等によりエネルギーを創出することで、化石燃料によるエネルギーの消費を抑える

【非住宅イメージ】



【住宅イメージ】



建築物省エネ法に基づく基準の水準について

一次エネ基準 (BEI) は、 $\frac{\text{設計一次エネルギー消費量}^*}{\text{基準一次エネルギー消費量}^*}$ が表中の数値以下になることが求められる。

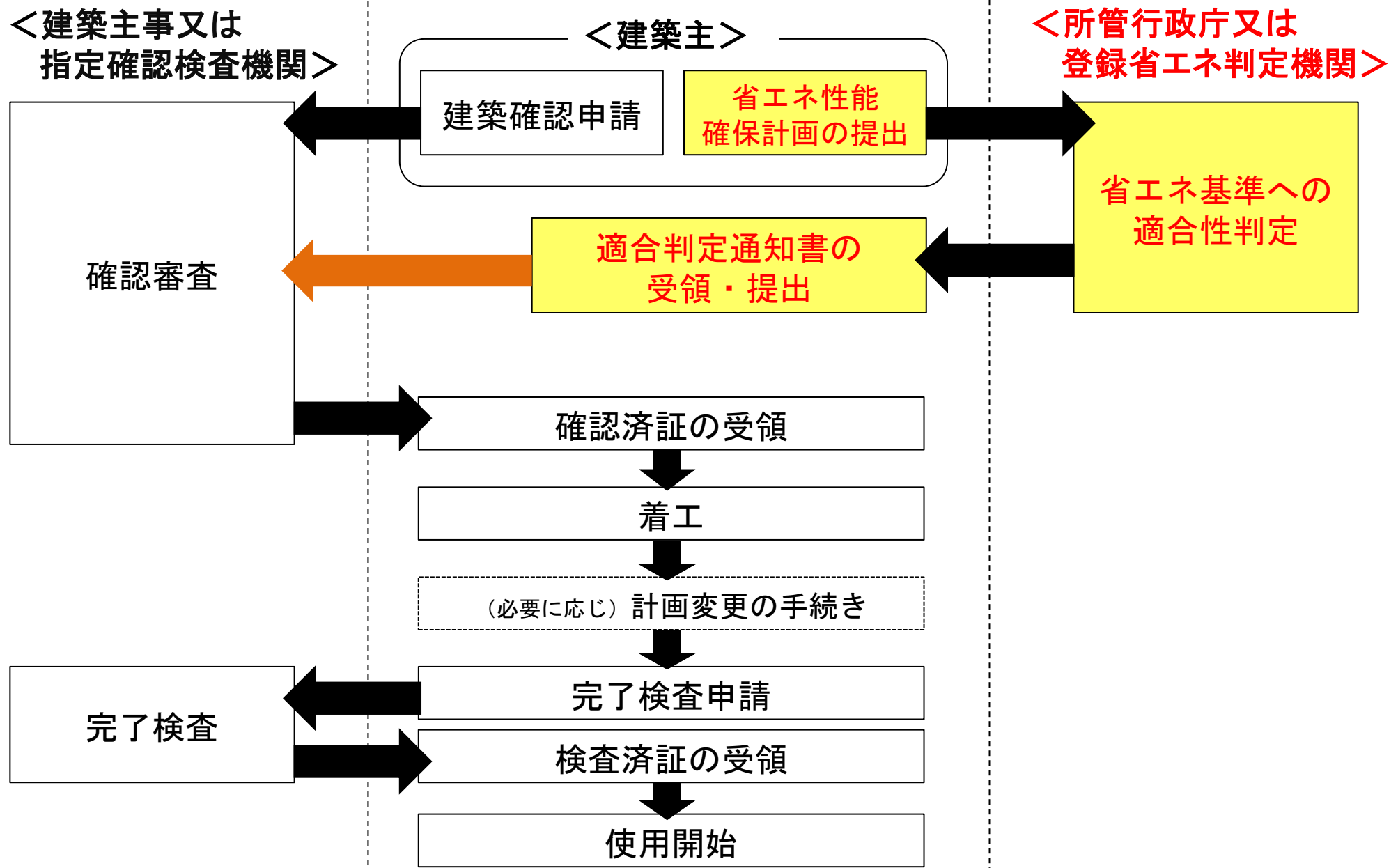
*家電・OA機器等を除く

		エネルギー消費性能基準 (適合義務、届出、 省エネ基準適合認定表示)		誘導基準 (性能向上計画認定・容積率特例)		住宅事業建築主 基準
		建築物省エネ法施行 (H28.4.1)後に新築され た建築物	建築物省エネ法施行 の際現に存する建築物	建築物省エネ法施行 (H28.4.1)後に新築され た建築物	建築物省エネ法施行 の際現に存する建築物	上段: ~H31年度 下段: H32年度~
非住宅	一次エネ基準 (BEI)	1.0	1.1	0.8	1.0	—
	外皮基準 (PAL*)	—		1.0	—	—
住宅	一次エネ基準 (BEI) ^{※1}	1.0	1.1	0.9	1.0	0.9
						0.85
	外皮基準: 住戸単位 ^{※2} (U_A, η_{AC})	1.0	—	1.0	—	—
						1.0

※1 住宅の一次エネ基準については、住棟全体(全住戸+共用部の合計)が表中の値以下になることを求める。

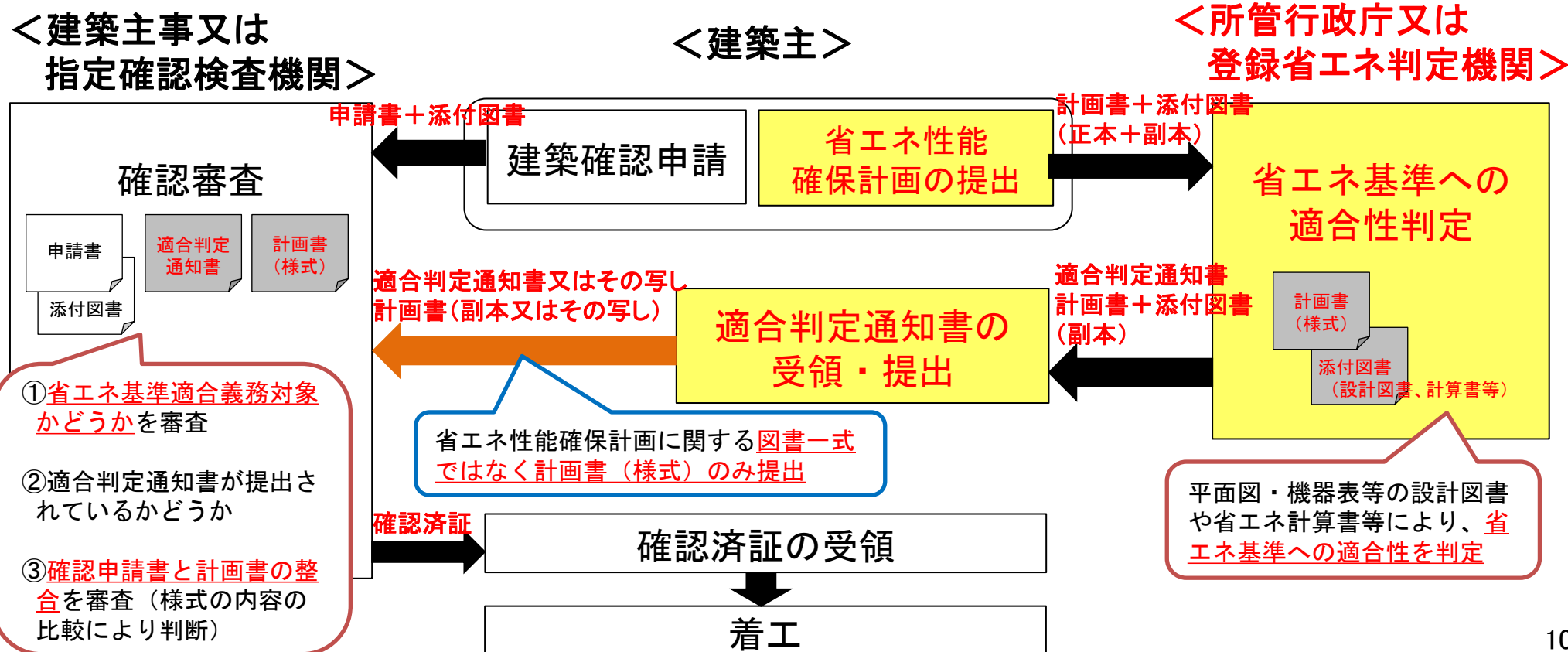
※2 外皮基準については、H25基準と同等の水準。

適合義務対象となる建築物に係る手続きの流れ



建築確認・適合性判定時の手続きの流れ

- 建築主は、建築確認に際し、**所管行政庁又は登録省エネ判定機関の省エネ基準への適合性判定**を受け、**適合判定通知書を建築主事又は指定確認検査機関に提出**することが必要。
- 所管行政庁又は登録省エネ判定機関は、平面図・機器表等の設計図書や省エネ計算書等により、計画が**省エネ基準に適合するかどうかを判定**。
- 建築主事又は指定確認検査機関は、確認審査時には次の3点を審査。
 - ① **省エネ基準適合義務対象かどうか** ② 適合判定通知書が提出されているかどうか
 - ③ **確認申請書と計画書が整合しているかどうか**

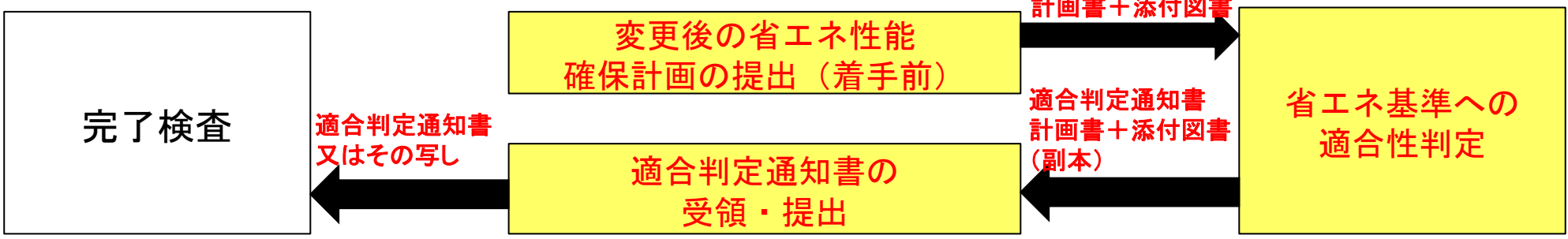


計画変更時の手続きの流れ

- 建築主は、適合性判定を受けた計画の変更（軽微な変更を除く。）を行った場合には、当該工事着手前に変更後の計画を所管行政庁又は登録省エネ判定機関に提出。
- 変更内容が省エネに関する事項のみの場合は、変更後の計画に係る確認申請は不要。

＜建築主事又は指定確認検査機関＞ ＜建築主＞ ＜所管行政庁又は登録省エネ判定機関＞

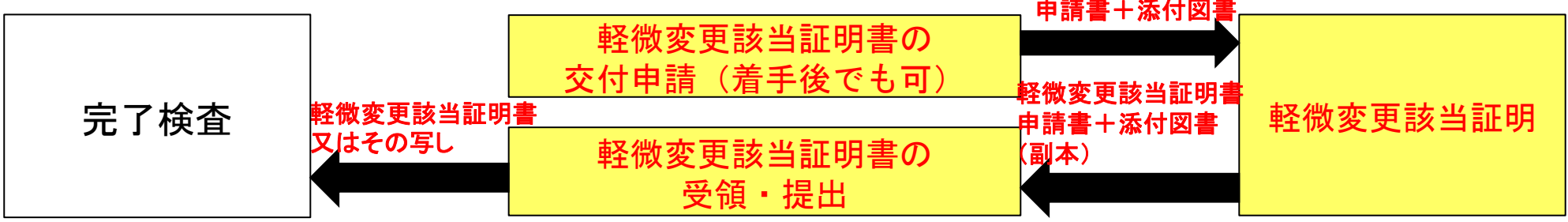
軽微な変更以外の変更の場合



軽微な変更の場合

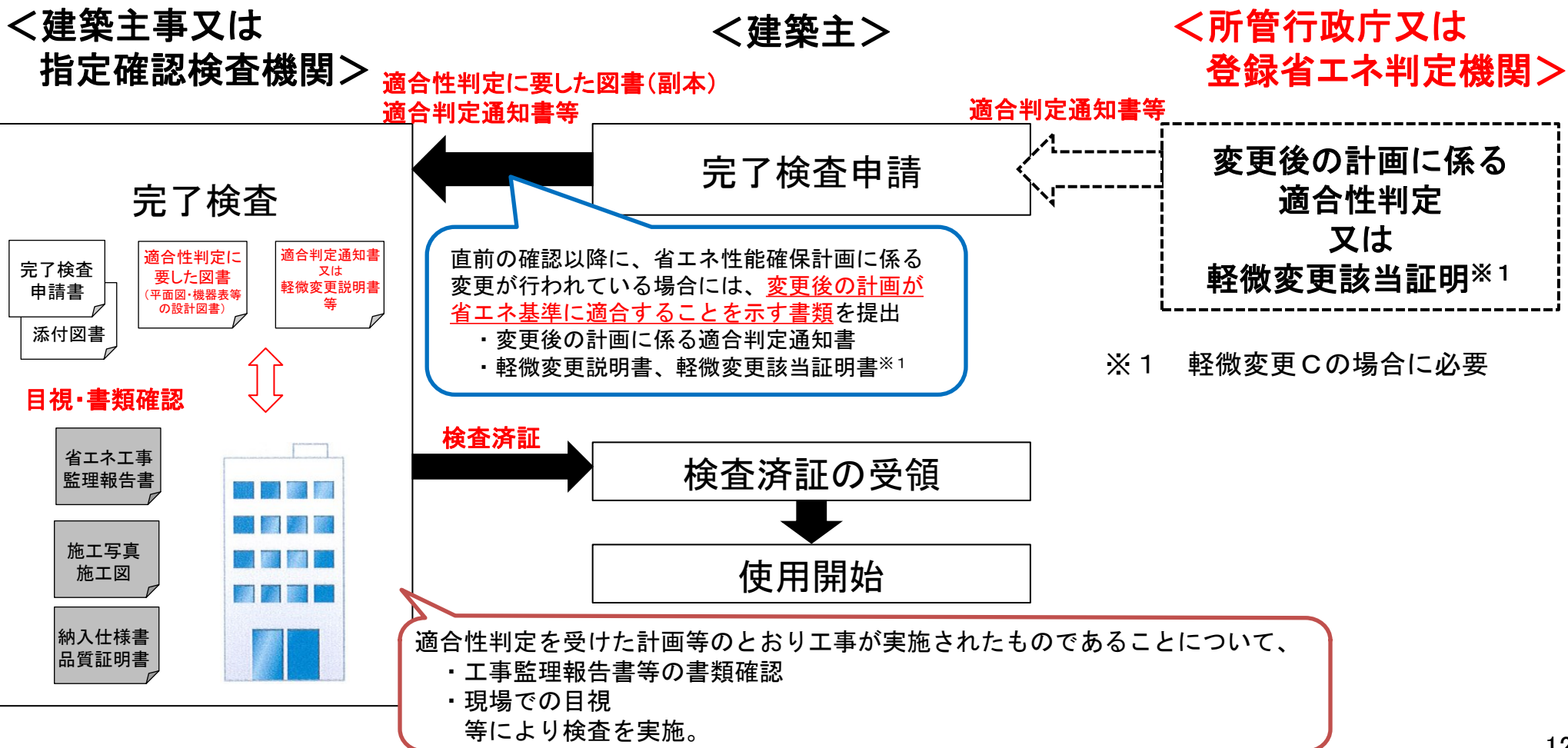
次のA～Cの変更を「軽微な変更」とする。
A 省エネ性能が向上する変更 B 一定範囲内で省エネ性能が低下する変更 C 根本的な変更を除き、再計算により基準適合が明らかな変更

- A・Bの変更の場合、完了検査申請時に軽微変更説明書を添付
- Cの変更の場合、以下の手続



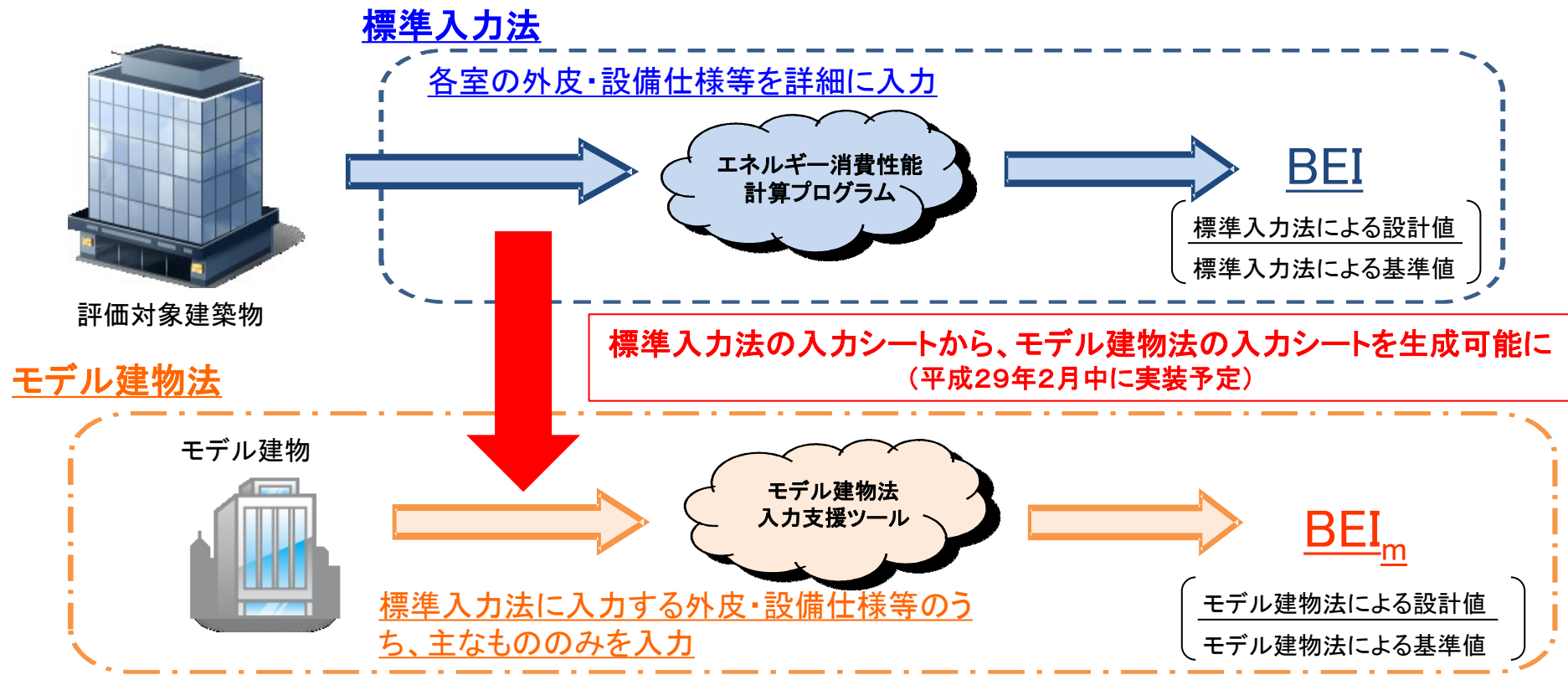
完了検査時の手続きの流れ

- 建築主は、完了検査申請の際、**適合性判定に要した図書**や（省エネに係る変更が行われている場合）**変更後の計画が省エネ基準に適合することを示す書類**を提出することが必要。
- 建築主事又は指定確認検査機関は、適合性判定を受けた計画等のおり工事が実施されたものであることを、**工事監理報告書等の書類確認**や目視により**検査**する。



標準入力法を用いた場合の適合性判定等の手続き

- **標準入力法はモデル建物法に比べ**、計算に際して入力する項目数が多い。したがって、より精緻に省エネ性能を評価することが可能である一方で、次のように、**適合性判定等の手続きに際して、申請者・審査者ともに負担が大きい**。
 - 1) 適合性判定において必要となる設計図書に記載すべき項目が多い
 - 2) 工事監理・完了検査において確認・検査すべき項目が多い
- (例) 外皮性能について、モデル建物法では断熱材のみの仕様等を入力、標準入力法では、外壁の構成要素の仕様等を入力
- 標準入力法を用いた場合にも、**標準入力法の入力シートから、モデル建物法の入力シートが自動的に生成され**、当該シートに基づき、**モデル建物法による結果が出力できるように、プログラムを整備する予定(平成29年2月中に実装予定)**。
 - この場合、**モデル建物法による結果が省エネ基準に適合していれば($BEI_m \leq 1.0$)**、その結果を用いることにより、**モデル建物法と同様の負担での手続きが可能**となる。



BELS(ガイドラインに基づく第三者認証)と基準適合認定マークの活用イメージ

<基準レベル以上の省エネ性能をアピール>

■ 新築時等に、特に優れた省エネ性能をアピール

⇒第三者機関による評価を受け、
省エネ性能に応じて5段階で★表示



※既存建築物でも
活用可能

第7条ガイドライン
を踏まえたデザイン

<既存建築物が基準適合していることをアピール>

■ 既存建築物の省エネ改修をして、基準適合とした場合のアピール

⇒行政庁による認定を受け、
基準適合認定マーク(eマーク)を表示

**建築物エネルギー消費性能基準
適合認定建築物**

この建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められます。

建築物の名称	Aビル
建築物の位置	〇県〇市〇〇3-5
認定番号	23
認定年月日	2017年5月7日
認定行政庁	〇市
適用基準	一次エネルギー消費量基準(新築建築物)適合

※適合性判定(非住宅2000㎡以上)、届出(300㎡以上2000㎡未満)、又は誘導基準認定(容積率特例)等の

申請書類(一次エネルギー消費量算定結果)を活用可能

<第三者認証の例> 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の概要

(BELS: Building-Housing Energy-efficiency Labeling System)

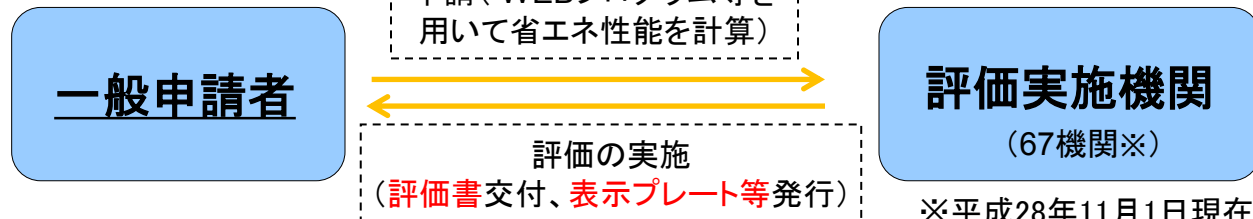
- (一社)住宅性能評価・表示協会において、省エネルギー性能に特化したラベリング制度を構築。[平成26年4月非住宅版開始]
- 建築物省エネ法の施行に伴い、法第7条に基づく省エネ性能表示のガイドラインの第三者認証制度として位置づけ。施行にあわせ、平成28年4月より、評価対象に住宅を追加。

項目	概要
制度運営主体	一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
対象建物	新築及び既存の建築物 (H28.4～住宅も対象)
評価対象	建築物全体の設計時の省エネルギー性能 ※評価手法によっては、フロア単位等の部分評価も可能
評価者	評価実施機関による第三者評価 評価実施者：一級建築士、建築設備士等で 第三者が行う講習を受講し修了した者
評価指標	・一次エネルギー消費量* 及び $BEI(\text{Building Energy Index}) = \text{設計一次エネ}^* / \text{基準一次エネ}^*$ * OA機器・家電等分除く

【表示イメージ】



【評価スキーム】



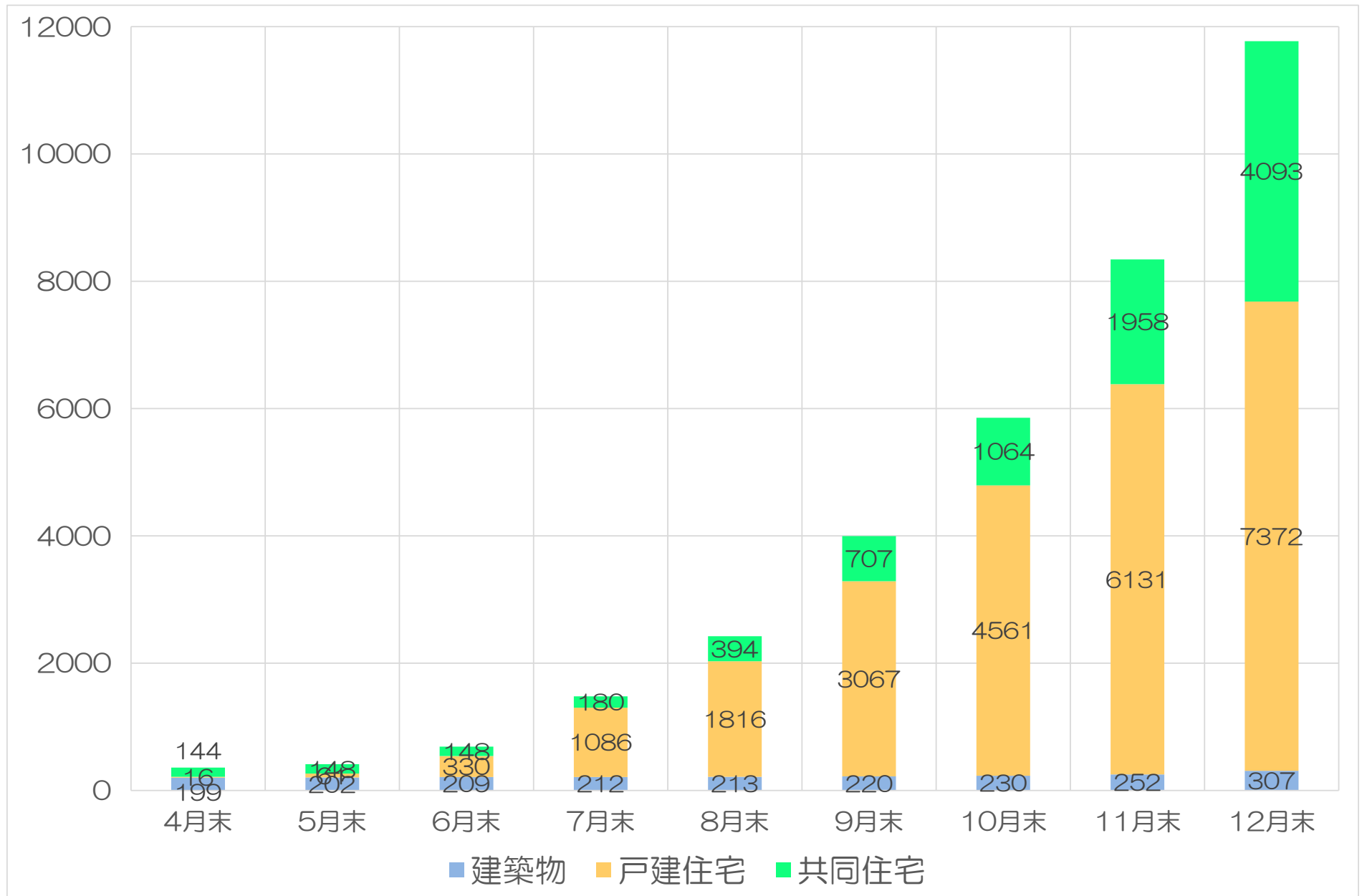
※平成28年11月1日現在

【実績 (平成28年11月末時点)】

建物種別	件数
非住宅建築物	307
戸建住宅	7,372
共同住宅	4,093
計	11,772

BELSの実績(累計)の推移(平成28年度)

件数



平成28年度 BELS評価手数料の減免について

- **BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）**とは、**建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示の第三者認証制度**です。
- 当該制度の普及促進を図るため、国土交通省の補助を活用し、**BELS評価手数料減免を実施する評価機関は以下**の通りです。
- 減免後の手数料や減免期間等の詳細については、各評価機関にお問い合わせください。

手数料減免を実施するBELS評価機関(34機関)

(受付順)

機関名・お問合せ先（代表）	機関名・お問合せ先（代表）	機関名・お問合せ先（代表）	機関名・お問合せ先（代表）
(一財) ベターリビング TEL:03-5211-0591	(株) 札幌工業検査 TEL:011-887-6585	(株) 日本住宅保証検査機構 TEL:03-6861-9214	(株) C I 東海 TEL:052-321-7311
(株) 東京建築検査機構 TEL:03-6264-9584	(株) 住宅あんしん保証 TEL:03-3562-8127	(株) 香川県建築住宅センター TEL:087-832-5270	(一財) 日本建築センター TEL:03-5283-0469
関西住宅品質保証 (株) TEL:06-7506-9001	(株) ハウスジーマン TEL:03-5408-8496	ハウスプラス確認検査 (株) TEL:03-5962-3830	(公財) 鹿児島県住宅・建築総合センター TEL:099-224-4548
(一財) 神奈川県建築安全協会 TEL:045-212-3123	日本 E R I (株) TEL:03-3478-1533	(株) 東北建築センター TEL:022-772-7880	(株) 日本確認検査センター TEL:06-6231-1950
(株) 住宅性能評価センター TEL:03-5367-8781	(株) 西日本住宅評価センター TEL:06-6539-5415	ビューローベリタスジャパン (株) TEL:03-5573-8686	(一財) 茨城県建築センター TEL:029-305-7300
SBIアーキクオリティ (株) TEL:03-6229-0133	(株) 東日本住宅評価センター TEL:045-503-3697	(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター TEL:054-202-5576	シー・アイ・ジャパン (株) TEL:03-3516-2411
(株) 総研 TEL:028-622-9912	ハウスプラス住宅保証 (株) TEL:03-5962-3808	(一財) さいたま住宅検査センター TEL:048-621-5120	ユーディーアイ確認検査 (株) TEL:04-7166-9251
岡山県建築住宅センター (株) TEL:086-227-3266	(一財) 北海道建築指導センター TEL:011-241-1897	(一財) 宮城県建築住宅センター TEL:022-265-3605	(一財) 大分県建築住宅センター TEL:097-537-0300
にほんのいえ評価センター (株) TEL:06-6945-5600	(株) 神奈川建築確認検査機関 TEL:042-701-3935		

住宅・建築物に関する主要な省エネ支援施策(H29年度予算等)

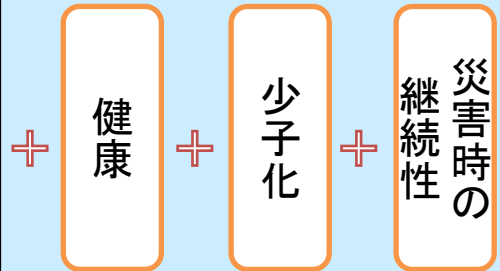
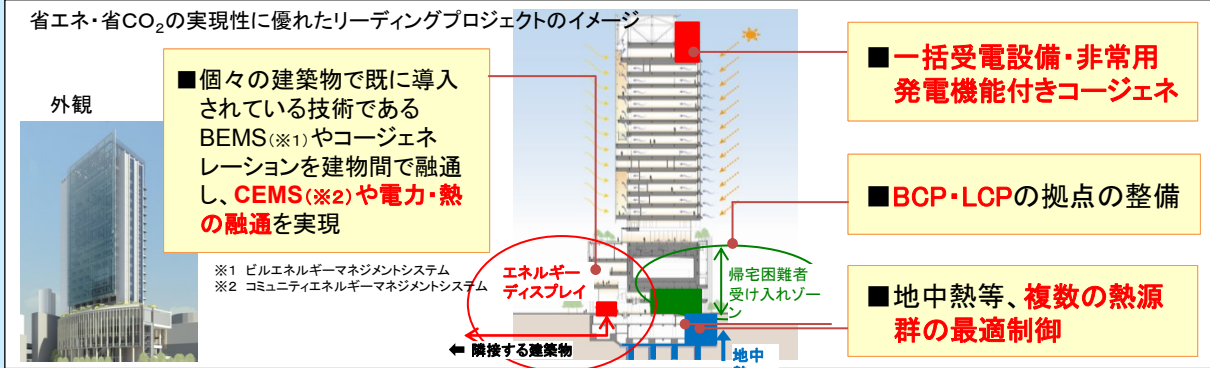
	住宅	建築物
融資	<p>【(独)住宅金融支援機構のフラット35S】 新築 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震性や省エネルギー性等に優れた住宅を取得する場合、当初5年間の金利を引き下げ ○認定長期優良住宅、認定低炭素住宅といった特に優れた住宅を取得する場合は、当初10年間の金利を引き下げ 	—
税	<p>【所得税／登録免許税／不動産取得税／固定資産税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定長期優良住宅化リフォーム、一定の省エネ改修を行った住宅について、所得税・固定資産税の特例措置 改修 ○認定長期優良住宅について、所得税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税の特例措置 新築 ○認定低炭素住宅について、所得税・登録免許税の特例措置 新築 <p>【贈与税】 新築 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー性等に優れた住宅を取得等するための資金の贈与を受けた場合、贈与税の非課税限度額を500万円加算 	<p>【法人税／所得税／法人住民税／事業税、固定資産税】 新築 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業が認定経営力向上計画に基づき一定の省エネ設備の取得等をし、事業の用に供した場合、即時償却又は税額控除の特例措置。さらに、償却資産の場合には固定資産税の軽減措置。
補助	<p>【サステナブル建築物等先導事業】 新築 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先導的な技術に係る建築構造等の整備費、効果の検証等に要する費用等 【補助率】1/2(補助限度額は条件による) <p>【地域型住宅グリーン化事業】 新築 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小工務店においてゼロ・エネルギー住宅等とすることによる掛かり増し費用相当額等【補助率】1/2(補助限度額は条件による) <p>【長期優良住宅化リフォーム推進事業】 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存住宅の長寿命化に資するリフォームに要する費用等 【補助率】1/3 (補助限度額100万円/戸 等) <p>【住宅ストック循環支援事業】 新築(建替え) 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震性が確保された省エネ改修や耐震性のない住宅等の一定の省エネ性能を有する住宅への建替えに要する費用等 【補助率】定額 (補助限度額 省エネ改修30万円/戸 建替え50万円/戸 等) 	<p>【サステナブル建築物等先導事業】 新築 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先導的な技術に係る建築構造等の整備費、効果の検証等に要する費用等 【補助率】1/2(補助限度額は条件による) <p>【地域型住宅グリーン化事業】 新築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小工務店において認定低炭素建築物等とすることによる掛かり増し費用相当額等【補助率】1/2(補助限度額は条件による) <p>【既存建築物省エネ化推進事業】 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存建築物について躯体改修を伴い省エネ効果15%以上が見込まれるとともに、改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たす省エネ改修の費用等 【補助率】1/3(補助限度額5000万円/件 等)

※1 長期優良住宅 : 長期にわたり良好な状態で使用できる耐久性、耐震性、維持保全容易性、可変性、省エネ性等を備えた良質な住宅として、認定を受けた住宅
 ※2 低炭素住宅 : 高い省エネ性能等を備えたものとして、認定を受けた住宅・建築物

省エネ・省CO₂や木造・木質化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術等による低炭素化、健康、災害時の継続性、少子化対策等に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。

リーディングプロジェクトの実施

①省エネ・省CO₂ 省CO₂技術の効率的な利用により、省CO₂性能を向上する



② 建築物の木造・木質化 再生産可能な循環資源である木材を大量に使用する建築物の整備によって低炭素社会の実現に貢献

(1) 多様な用途の先導的木造建築物への支援



ハイブリッド集成材を主要構造部に用いた事務所

- ・構造・防火面の先導的技術の導入
- ・建築生産システムの先導性
- ・法令上特段の措置を要する規模
- ・多数の者の利用又は技術の公開等

(2) 実験棟の整備への支援と性能の把握・検証



CLT工法による実験棟

- ・建築生産システム等の先導性
- ・制度基準に関する実験等
- ・公的主体との共同・協力
- ・実験・検証内容の公表
- ・一般公開等による普及

③ 地域の気候風土に応じた環境負荷の低い住宅

伝統的な住文化を継承しつつも、環境負荷の低減を図るモデル的取組

- ・伝統的な木造建築技術の応用
- ・省エネや長寿命化の工夫
- ・現行基準では評価が難しい環境負荷低減対策等

<補助率> 1/2、木造実験棟については定額

<限度額> 省CO₂・省エネ化：新築の建築物又は共同住宅について、総事業費の5%又は10億円のうち少ない金額
木造・木質化：建設工事費の15%(木造化の場合)、3.75%(木質化の場合)、30百万円(木造実験棟の場合)
気候風土対応型：建設工事費の10%以内かつ100万円/戸

事業の成果等を広く公表することで、取り組みの広がりや意識啓発に寄与

建築物ストックの省エネ改修等を促進するため、民間等が行う省エネ改修工事・バリアフリー改修工事に対し、改修後の省エネ性能を表示をすることを要件に、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する。

【事業の要件】

A 以下の要件を満たす、建築物の改修工事

- ① 躯体(壁・天井等)の省エネ改修を伴うものであること
- ② 改修前と比較して15%以上の省エネ効果が見込まれること
- ③ 改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④ 省エネ性能を表示すること

B 300㎡以上の既存住宅・建築物における省エネ性能の診断・表示

【補助対象費用】

- 1) 省エネ改修工事に要する費用
- 2) エネルギー計測等に要する費用
- 3) バリアフリー改修工事に要する費用(省エネ改修工事と併せてバリアフリー改修工事を行う場合に限る)
- 4) 省エネ性能の表示に要する費用

【補助率・上限】

・補助率：1/3

定額(Bの事業で特に波及効果の高いもの)

・上限

＜建築物＞

5,000万円／件(設備部分は2,500万円)

※ バリアフリー改修を行う場合にあっては、バリアフリー改修を行う費用として2,500万円を加算

(ただし、バリアフリー改修部分は省エネ改修の額以下とする。)

＜支援対象のイメージ＞

○ 躯体の省エネ改修

- ・ 天井、外壁等(断熱) ・ 開口部(複層ガラス、二重サッシ等) 等

○ 高効率設備への改修

- ・ 空調、換気、給湯、照明 等

○ バリアフリー改修

- ・ 廊下等の拡幅、手すりの設置、段差の解消 等

○ 省エネ性能の表示



標準単価方式の導入（サステナブル建築物等先導事業／既存建築物省エネ化推進事業）

標準単価方式(新方式)の導入

サステナブル建築物等先導事業（小規模建築物が対象）および既存建築物省エネ化推進事業において、平成29年度からは、補助率方式（従来）に加え、標準単価方式（新規）の利用も可能とします。これにより、事業化検討段階で、おおよその補助金額の把握が可能となります。

■サステナブル建築物等先導事業

＜補助率方式＞【従来】

省エネ	A 工事 B 工事 C 工事	○円 ○円 ○円
省CO2	D 工事 E 工事	○円 ○円
その他	F 工事 G 工事	○円 ○円
補助対象工事費		△円

or

＜標準単価方式＞【今回追加】

※小規模建築物(2,000㎡未満)に限り選択可

省エネ性能の水準	補助金額 (円/㎡)
BELS 5つ星	19,000
BELS 4つ星	13,500

■既存建築物省エネ化推進事業

＜補助率方式＞【従来】

A 工事	○円
B 工事	○円
C 工事	○円
D 工事	○円
E 工事	○円
補助対象工事費	△円

or

＜標準単価方式＞【今回追加】

省エネ効果	15～20%	20～25%	25～30%	30～35%	35～40%	40%～
補助金額 (円/㎡)	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000

省エネ性能の診断・表示に対する支援(既存建築物省エネ化推進事業)

平成28年度当初予算から、改修を伴わない場合における既存住宅・建築物の省エネ診断・表示に対する支援を行う。

【事業の要件】 300㎡以上の既存住宅・建築物における省エネ性能の診断・表示

※「省エネ性能の診断」については、エネルギー使用量の実績値の算出ではなく、
設計図書等を基にした、設計一次エネルギー消費量の計算とする。

※「表示」については、建築物省エネ法に基づく第三者認証等とする。

(基準適合認定表示、BELS等)

【補助率】 1/3(特に波及効果の高いものは定額)

■補助対象となる費用

- ①設計一次エネルギー消費量、BEI等の計算に要する費用
- ②基準適合認定表示、BELS等の第三者認証取得に必要な申請手数料
- ③表示のプレート代など

<波及効果の高いものとして想定される取組みの例>

下記のような取組みを一体的に行う場合

- ・企業の環境行動計画への位置付け
- ・広告チラシやフロアマップに表示を掲載
- ・建物エントランスの目立つ場所にプレートを表示
- ・環境教育の取り組みと連携して表示を活用
(エコストアガイドマップの作成と表示、エコストア探検ツアー等)

等

※取り組みの波及効果については、専門家等の判断による。

■表示の例(広告チラシやフロアマップ)

